

緊急災害時の登下校について

寝屋川市立友呂岐中学校

◎地震が発生した場合

1. 登下校前に地震が発生したとき	【震度4以下の場合】 ・原則、平常授業とします。 (なお、被害状況によっては臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合があります。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とします。
2. 登下校中に地震が発生したとき	●大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難します。その後、速やかに生徒の安否確認を行います。 【震度4以下の場合】 ・登校時の場合、校内の設備点検を行い、異常がなければ授業を行います。 ・下校時の場合、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校します。 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、「児童・生徒引き渡し票」をもとに引き渡しを行います。
3. 生徒が在校中のとき	●大きな揺れを感じた場合、生徒に身を守る行動をとらせ、揺れが収まった後、安全な場所へ避難します。その後、速やかに生徒の安否確認を行います。 【震度4以下の場合】 ・校内の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開します。 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、「児童・生徒引き渡し票」をもとに引き渡しを行います。

◆【震度5弱以上の場合】メール送信が難しい等、学校から連絡ができないことが想定されますので、各家庭におかれましては自主的な引き取りにご協力をお願いいたします。

◆給食については、地震時の状況により、教育委員会より給食の有無が連絡されるので、それに合わせて対応します。

◎大阪府(東部大阪)に警報が発令された場合

【暴風警報・特別警報発表時】

1. 午前7時現在、暴風警報・特別警報が発令されている場合	・生徒の登校は見合わせ、自宅で待機させて下さい。
2. 午前9時までに、暴風警報・特別警報が、解除された場合	・午前10時に始業します。 ・給食については、教育委員会より給食の有無が連絡されるので、それに合わせて対応します。
3. 午前9時現在、暴風警報・特別警報が発令されている場合	・臨時休業とします。
4. 生徒が在校中に暴風警報・特別警報が発令された場合	①下校措置をとります。 ②様々な状況で下校できない生徒に対しては、実態に応じた措置をとります。

※特別警報について（2013年制定）

○大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪について

警報の基準をはるかに超える危険度の高いものが「〇〇特別警報」として発表されます。

○大津波警報、噴火警報、緊急地震速報の3つについては従前どおりの運用とされており、それぞれに危険度の基準が定められています。（波の高さ、噴火警戒レベル、震度）

◎留意事項

*どの場合においても、学校より対応についてメールにてお知らせする予定です。平時より常に緊急連絡ができる体制をお願いいたします。

*しかしながら、災害による被害が甚大な場合、メール送信が困難になったり電話回線が不通となったり等、連絡がとれないことも想定されますので、その際は、各家庭において自主的に引き取りにご協力をお願いいたします。

*状況に応じて、あらかじめ警報の発表が予想され、生徒の安全確保が必要な場合は、メールにて対応についてお知らせします。

*警報の有無にかかわらず、生徒の自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合、学校へ一報いただきますようお願いいたします。